

## 64 林業の収益性向上に向けた生産対策の充実・強化について

【農林水産省】

### 【提案・要望】

- 1 経営管理された森林の拡大による木材の安定供給に向けて、間伐材の生産及び路網整備や木材利用の拡大・促進、木材産業の体制整備など、川上から川下までの総合的な取組に対する支援の拡充及び継続的な予算の確保を図ること
- 2 公共建築物を含む非住宅分野における木材の利用を促進し、国産材の需要拡大を図るため、非住宅分野の木造・木質化に向けた支援を拡充すること

### 【本県の現状・課題等】

- 1 木材の安定供給に向けた総合的な取組  
林業の成長産業化に向けて、木材の生産から利用までの全ての段階において、地域林業及び木材産業の活性化のための支援が必要である。
  - (1) 森林整備については、既存事業を活用し拡大が進められてきたことから、現行制度の継続と安定的な予算の確保が必要
  - (2) 高性能林業機械の整備を計画的に推進するため、当初予算の確保及び補助率を1/2とする制度拡充が必要
  - (3) 木材加工流通施設や特用林産振興施設等の整備について、予算の確保が必要
- 2 公共建築物を含む非住宅分野における木造・木質化  
非住宅分野の木造化・木質化については、多数の県民が利用する店舗、病院、保育園等の木造・木質化の支援や、木造建築の研修会を通じた建築士等の育成など、地域材利用の取組を進めているが、さらなる木材利用を図る必要がある。
  - (1) 非住宅分野において、即戦力として木材の活用拡大を担える建築士等を育成するため、現在、国で実施している公共建築物等木材利用促進研修のカリキュラムの充実及び新しい生活様式に対応したオンライン方式等での開催が必要
  - (2) 非住宅分野における木造・木質化の補助事業において、補助率を1/2に嵩上げすることが必要



## ＜木材の安定供給に向けた取組と効果＞

### 路網と高性能林業機械の活用



### 製材・加工施設の整備



### 地域材の活用



### 素材生産量の増加



### 本県林業のめざす姿 (R元 ⇒ R12)

搬出間伐の推進 2,081ha → **2,900ha**

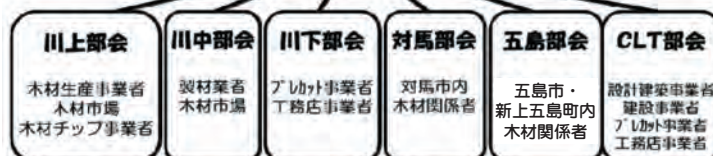
素材生産量 167,991m<sup>3</sup> → **260,000m<sup>3</sup>**

H24年度に比べ**2.5倍**の生産量

さらに**1.5倍増**を目指す

平成26年6月に「長崎県地域材供給倍増協議会」を設立。川上・川中・川下の需給情報の共有、連携により、地域材のサプライチェーンを構築し、林業・木材産業の活性化を目指す。

### 長崎県地域材供給倍増協議会



## 地域の活性化、雇用創出

### 【提案・要望実現の効果】

(木材の安定供給に向けた総合的な取組)

林業・木材産業の体制整備を進めることで、木材・製材の生産コスト低減や生産量の拡大が図られ、森林所有者への所得還元、雇用の拡大が実現し、成長産業化が可能となる。

(公共建築物を含む非住宅分野における木造・木質化)

非住宅分野における木材利用を進めることで、公共建築物のみならず民間施設への木材利用が誘導され、林業・木材産業の活性化が進むことにより森林所有者への所得還元、雇用の拡大が実現し、林業の成長産業化が図られる。

# 65 農林業の収益性向上に向けた農畜産物輸出の促進について

【農林水産省】

## 【提案・要望】

新たな販路開拓による生産の維持拡大や農業者の所得向上のため、本県産の高品質で安全な農畜産物の輸出に関して以下の支援を行うこと

- 1 農畜産物の輸出拡大に向けて、諸外国の輸入検疫条件の緩和と協議の進展に向けた働きかけを強化すること
- 2 特に、条件が厳しい中国に対して、イチゴ、柑橘や牛肉など輸入品目拡大を働きかけること
- 3 輸出産地の育成や、輸出向け商品の開発、輸出ルートの構築などに対する支援を強化すること

## 【本県の現状・課題等】

本県では、植物検疫条件など非関税障壁が少ない香港、シンガポール等への輸出が主体であり、国内輸出業者や海外輸入業者との連携強化により輸出ルートを確認することで、県産農畜産物の輸出額は順調に拡大している。

しかしながら、周辺のアジア諸国では、多くの品目が輸入不可又は規制のハードルが高いフィリピン、ベトナムや、新たな規制によりこれまで輸出できた品目でも選果こん包施設の認証等が必要になったタイなど、障壁が高い国が多い。特に中国は、GDPが世界2位で富裕層も多く、購入意欲も高いなど有望な輸出相手国であるものの、農産物では精米を除く品目が実質輸入停止状態であり、また、主要畜産物である和牛についてもBSEや口蹄疫の影響により輸入が禁止されている。

(本県の取組)

平成26年度に生産者、農業法人や農業団体等の生産サイドと県内外の流通業者や輸出商社などの流通サイドおよび関係機関で組織する「長崎県農産物輸出協議会」を設立した。この協議会を中心として、輸出事業者の増加に向けた情報提供やセミナーの開催、初期輸出や商談会出展に対する支援、輸出ルートの構築に向けた海外バイヤーの産地招へい、海外小売店や飲食店での販売促進フェアの開催などにより輸出拡大を図っている。

いちご、かんきつにおいて、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づく輸出重点品目の輸出産地リストへ登録し、今後輸出産地の形成に向けた支援を行う。

本県における主要農畜産物のターゲット国（地域）別輸出状況

	いちご	柑橘(みかん)	びわ	牛肉
香港	◎	◎	◎	◎
シンガポール	◎	◎	◎	◎
タイ	○※1	△	×	◎
フィリピン	×	×	×	△
ベトナム	×	×	×	◎
中国	×	×	×	△
台湾	△	△	△	◎※2

◎：非関税障壁が少なく現在輸出できている

○：規制はあるが一部の産地で規制対応し輸出できている

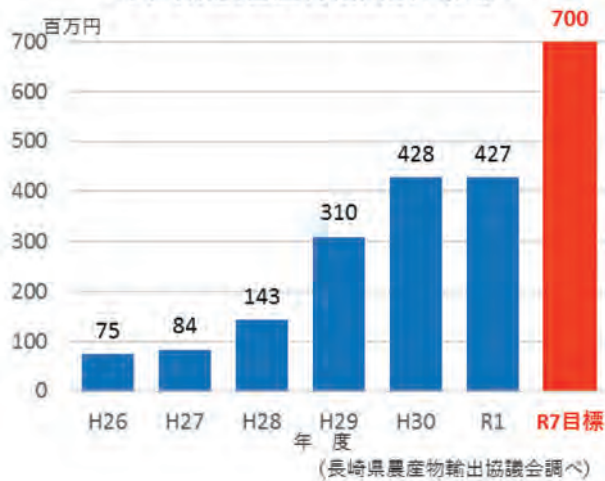
△：非関税障壁等のため輸出できていない

×：輸出禁止

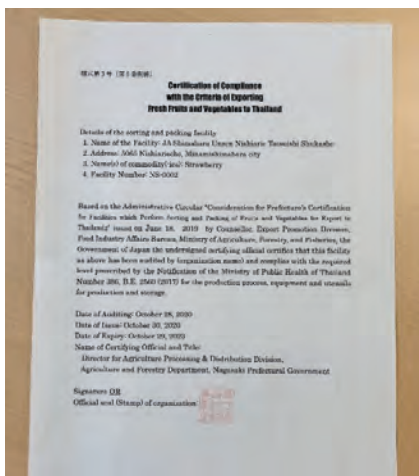
※1 一部の産地では規制対応を行ったが、更なる拡大には規制の緩和が必要

※2 2019年の規制強化により、輸出量は大幅に減少

<長崎県農畜産物輸出額の推移>



輸出向け商談会への出展 (沖縄)



いちごのタイ向け青果物輸出に関する  
選果こん包施設認証 (JA島原雲仙)



現地小売店でのいちごフェア (タイ)



料理教室での九州・山口連携フェア  
(シンガポール)



香港バイヤーの産地招へい ハウスびわ視察  
(JA島原雲仙)

【提案・要望実現の効果】

植物検疫条件の緩和・撤廃や畜産物の認定施設基準の緩和、放射性物質検査に関する輸入停止措置の撤廃へ向けた取組を進めることにより、県の主要な輸出品であるいちごや和牛、主要な農産物である柑橘は、中国を含むアジアの新興国への輸出が拡大、新たな需要が生まれ、更なる輸出拡大が期待できる。

# 66 次代の農林業の担い手の確保・育成と農地集積について

【農林水産省】

## 【提案・要望】

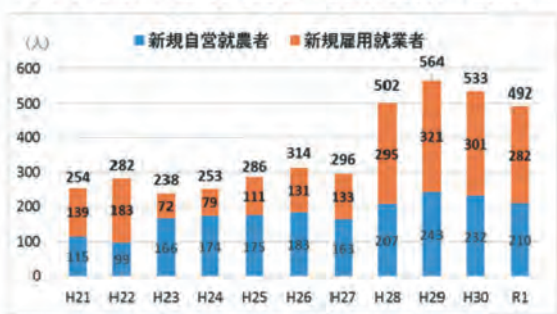
新規就農者・就業者を地域農業の担い手として早期に定着させるとともに、担い手への農地集積等を促進するため、以下の対策の充実・強化を図ること

- 1 農業次世代人材投資事業について必要な予算を確保するとともに、親元就農者に対する支援を拡充すること
- 2 農地集積・集約化に有効な手段である農地中間管理事業について必要な予算を継続的に確保すること
- 3 農地中間管理機構関連農地整備事業において、区画整理と併せて水源開発を含む畑地かんがい施設の整備ができるよう拡充すること
- 4 諫早湾干拓事業で造成された潮受堤防等について、長寿命化・計画的な更新に引き続き取り組むこと

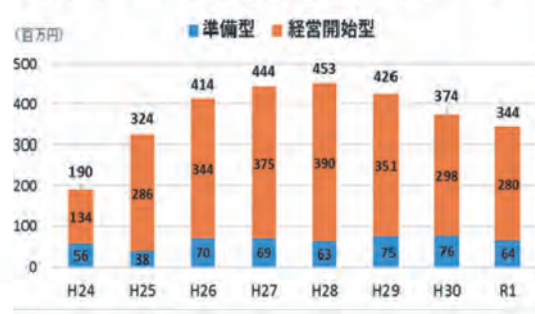
## 【本県の現状・課題等】

- 1 新規就農者の大きな割合を占める農家子弟の就農において、経営主である親が若い場合、準備型受給者の5年以内の経営継承が現実的でないケースがあるほか、農家子弟は親と異なる品目を導入するなどの新たなリスクを負わないと経営開始型の支援を受けられないことへの不公平感があるため、事業の見直しが必要である。
  - (1) 準備型の交付について、経営継承の年限要件（現在5年以内）を撤廃すること。
  - (2) 経営開始型の交付について、農家子弟が親と同じ作目で就農する場合であっても、新たに規模拡大し設備投資を図るなど、農外からの就農者と同等のリスクを抱える場合は支援の対象とすること。
- 2 地域農業の持続的な発展に向けて、人・農地プランの実質化の取組を進めるためには、地域の徹底した話し合いにより、地域の担い手を明確にし、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化を加速化する必要がある。
- 3 中山間地域などの条件不利農地の荒廃化が進行するなか、高齢化等により担い手が不足する一方、機構を介した農地の借受け希望者への貸付面積は要望の6割程度に留まっている。貸付が伸びない主な要因は、ほ場の不整形、耕作道の幅員不足、かんがい施設の不備となっている。このため、地域の担い手が規模を拡大し、高収益作物の導入など進めるために、区画整理と畑地かんがい施設の一体的な整備が必要である。
- 4 諫早湾干拓事業で造成された施設について、県、市、土地改良区が連携して機能保全に努めているが、経年劣化に伴う排水門等の長寿命化対策や更新整備は、施設規模や万一の場合の周辺への影響が大きく、通常の管理の範疇を超えるものについて、国営事業により計画的に長寿命化・更新を実施していく必要がある。

●長崎県の新規就農・就業者数の推移



●農業次世代人材投資資金交付金額



## <農地の基盤整備促進のイメージ>



小さな圃場が散在し、利用権を設定しても担い手は利用せず、集積が進まない。

未相続や所有者不明の農地が点在し、利用や基盤整備が実施できない。



区画と畑かん施設の  
中間管理事業の活用  
一体的な整備



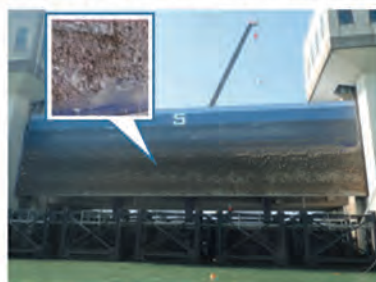
小さな圃場を集約、ゾーニングし、担い手が利用しやすい圃場条件を整備。

ロボットや環境制御技術を導入し、集落営農法人やメガファームを育成。

## <諫早湾干拓事業で造成された施設の計画的な更新>



潮受堤防



排水門全景  
(塗装劣化・カキ殻等の付着)



排水門開閉操作室  
(室内への雨漏り)

諫早湾干拓事業で造成された施設は、高潮被害の防止及び湛水被害の軽減のための重要施設であるが、造成後10～20年以上が経過し老朽化が進行しており、計画的な更新が必要である。

### 【提案・要望実現の効果】

- 1 新規就農・就業時のリスクの軽減及び所得の確保等により、円滑に経営確立が図られることで、農家子弟の着実な就農及び農外・県外の就農希望者を呼び込む取組が効果的に働き、本県の新規就農者・就業者数の増大が図られる。
- 2 農地中間管理事業が継続されることにより、担い手への農地集積・集約化が期待できる。
- 3 農地中間管理機構関連農地整備事業の制度拡充により、生産環境が整備されることで、担い手が確保され、地域農業の継承に繋がることが期待できる。
- 4 諫早湾干拓事業で造成された施設について、今後、施設の老朽化が進むため、国営事業により計画的に排水門等の更新整備を実施していくことで、持続的な地域の防災・減災の維持につなげることができる。

## 67 農協改革について

【農林水産省】

### 【提案・要望】

離島や中山間地を多く抱える本県にあって、総合事業を行う農協は地域農業の振興をはじめ地域社会を支える重要なインフラとして、その健全な経営維持と持続的な発展に向けた経営基盤の確立が非常に重要であることから、農協改革の実施にあたっては、農協が准組合員の利用を含めた総合事業により財務基盤の安定を図っている実態に鑑み、総合事業体制と准組合員制度を堅持すること

### 【本県の現状・課題等】

農協が農家組合員の農業所得の増大を図るために行っている営農指導や販売事業・購買事業などの経済事業の多くは不採算部門となっており、信用事業・共済事業の収益でこれを補っている。

しかしながら、これらの事業は、准組合員の利用が一定の割合を占めていることから、准組合員の利用制限が導入された場合、総合事業体制の堅持が困難となる。

また、准組合員は元正組合員や正組合員の家族、定年帰農等で定款上正組合員資格を得られない小規模の農業者など地域農業や集落を支える重要な担い手の一角である。

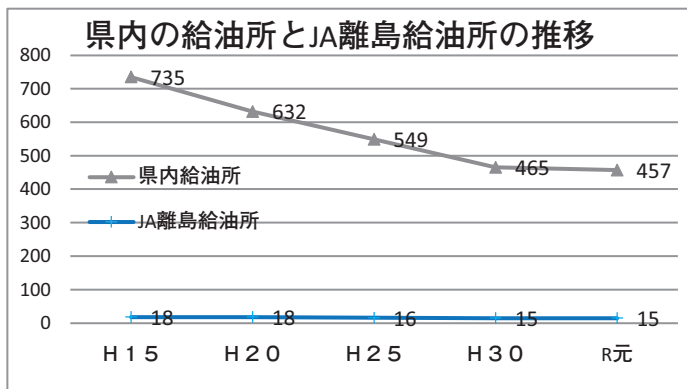
さらに、農協は給油所や生活資材購買店舗（Aコープ等）、地場農産物直売所を運営しており、商店や銀行等がない集落へ移動店舗車を運行して組合員・地域住民へサービスを提供する農協もあるなど、地域農業・農山村の維持・活性化を支える地域インフラとして欠かせない組織である。

### <令和元年度県内7総合農協 部門別損益状況>（経常利益ベース）

	(百万円)
信用事業	1,532
共済事業	2,323
農業関連（経済）事業	570（7農協のうち3農協が赤字）
生活その他事業（給油所、Aコープ等）	143
営農指導事業	▲1,685
経常利益	2,883

＜長崎県における組合員数の状況＞（令和元年度末現在）

組合員総数	143,461人
正組合員	48,374人（33.7%）
准組合員	95,087人（66.3%）



長崎県全体で給油所が、平成15年度から令和元年度末の間に、278か所（▲37.8%）が減少しているのに対し、農協の離島給油所は3か所（▲16.7%）の減少に留まっており、地域インフラとしての重要な役割を果たしている。



（JAごとう・給油所）



（JA 壱岐市・直売所）  
農家・組合員が生産した  
地場農産物の販売

（JAごとう・移動店舗車）  
金融窓口、  
食料、生活必需品の販売



## 68 農山村の維持活性化のための担い手確保と地域ビジネスの展開について

【農林水産省】

### 【提案・要望】

- 1 人口減少が激しい農山村の維持・活性化を図り、次の世代につなぐためには、集落の担い手の確保が喫緊の課題であることから、都市部との交流人口の拡大や移住者の受入態勢整備など多様な担い手を集落に呼び込むための新たな支援制度を創設すること
- 2 多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金の推進を図るため、地方自治体等が必要とする推進交付金を含め、必要な予算を確保すること
- 3 農林水産物等の地域資源を利用した地域ビジネスの展開による所得の確保に向け、以下の支援を行うこと
  - (1) 地域内流通・情報発信拠点となる直売所や加工施設等のハード整備、農産物集配、移動販売の活動促進や農泊推進等のソフト対策について、引き続き農山漁村振興交付金の予算を確保すること
  - (2) 農林漁業者等の6次産業化の取組による所得向上に向け、必要な予算の確保を図ること

### 【本県の現状・課題等】

- 1 離島・中山間地域が多く厳しい条件にある本県において、本県独自に県と市町の連携のもと令和2年度からモデル集落を設定し、専業農家にこだわらず兼業農家など多様な担い手を集落に呼び込む移住・定住対策や交流人口の拡大に取り組んでいるが、こうした取組を広げるためには国の支援が不可欠である。
- 2 多面的機能支払、中山間地域等直接支払について、農山村の多面的機能の維持・発揮に大きな効果を上げているが、一方で、高齢化による参加者の減少やリーダー、役員の不足により活動の継続が危ぶまれている。そのため、本県では、市町等と連携して活動組織の広域化を進めるとともに、土地改良区の合併推進や多面的機能支払の活動組織との協力体制の構築に取り組んでいるが、推進交付金（事務費）は年々減額されている。また、多面的機能支払交付金についても、資源向上活動（長寿命化）の予算が不足しているため、十分な予算の確保が必要である。
- 3 地域ビジネスの展開による所得の確保について、本県では、農山漁村振興交付金を活用し、地域活性化の拠点となる直売所の農産物集配、移動販売、加工販売など地域の実情に応じた取組を支援するとともに、農泊においては、情報発信や誘客対策、受入態勢強化等に取り組んでおり、今後、集落への定着に必要な地域全体で稼ぐ仕組みの構築に向けて、引き続き予算確保が必要である。

また、地域資源を活用した6次産業化の取組による農林漁業者等の所得向上を促進するためには、6次産業化に意欲のある生産者等に対して実現性のある計画づくりや多様な分野の課題に対する専門家の相談支援等が重要となることから、十分な活動予算並びに施設整備予算の確保が必要である。

## ●農山村集落の現状と移住・定住の取組

本県の農山村集落では、担い手不足により集落機能を維持できない集落の増加が懸念される。そのため移住・定住の取組を支援するモデル集落を設定し、集落の維持・活性化を図る。

### 【中山間地域等直接支払の協定集落における10年後の取組意向】

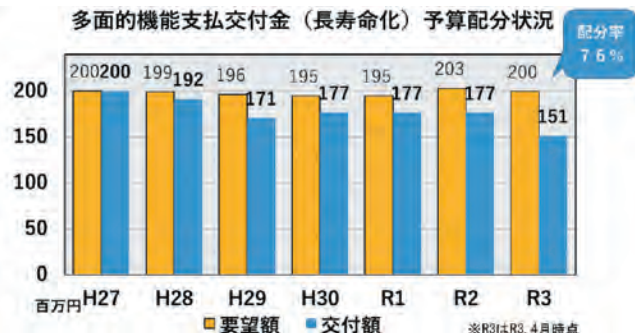
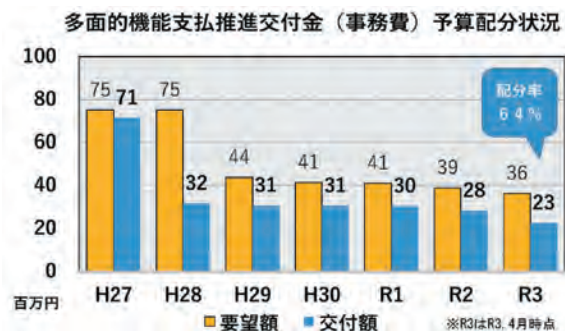
平成29年 県調べ

10年後も 取組継続 27.8%	10年後は 取組継続困難 72.2%
------------------------	--------------------------

### 【持続可能な集落を実現するための受入態勢整備】



## ●多面的機能支払交付金にかかる本県への予算配分状況



### 【提案・要望実現の効果】

- 1 農山村集落における移住・定住の促進等により、多様な担い手を確保することで、農山村の持続的発展が図られる。
- 2 多面的機能を維持・発揮することで、国土保全や水源のかん養など地域住民をはじめ、都市住民が様々な恩恵を受けることができる。
- 3 直売所を核とした地域内流通・情報発信拠点の活動強化を図り、農泊等の交流人口拡大の取組と連携することで、地域資源を活用した所得と雇用機会が確保される。  
農山村地域において地域資源を活用した6次産業化が進むことにより、新商品開発や新たなビジネスが展開され、農林業者の経営が多角化し、地域農業の活性化が図られる。

## 69 鳥獣被害防止対策の強化について

【農林水産省、環境省】

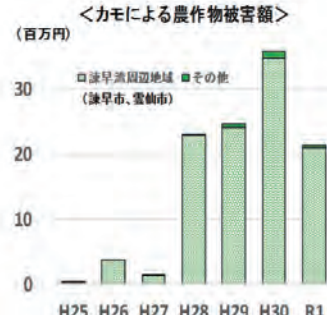
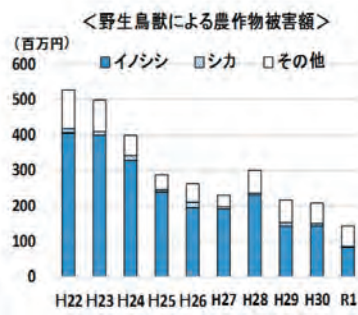
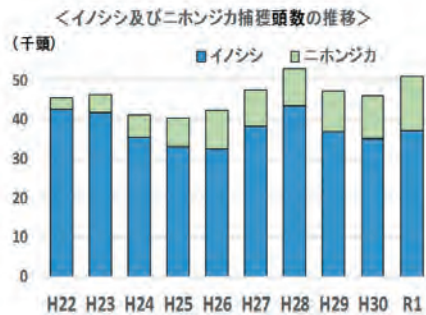
### 【提案・要望】

農山村における野生動物による農林業被害、生活環境被害、生態系被害対策として以下の支援を行うこと

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）及び指定管理鳥獣捕獲等事業交付金（環境省）について、必要な予算を確保すること  
特に捕獲強化のための予算の確保およびICTを活用した捕獲情報システムの運用に係る経費を交付金の対象とするとともに地方財政措置を講じること
- 2 イノシシによる農作物等の被害防止対策を効率的かつ効果的に実施するため、精度の高い生息数推定手法を確立するとともに、農作物を食害するカモの生態や新たな被害防止対策等の研究を進めること
- 3 野生動物の市街地出没対策を強化し、人身事故発生防止策を講じること
- 4 銃器の取扱い経験が豊富な人材を捕獲の担い手として活用するため、自衛官・警察OBへの働きかけを行うとともに、狩猟免許の取得や保持に係る負担軽減など捕獲従事者の確保・育成対策の充実を図ること
- 5 国内希少野生動植物種ツシマヤマネコの保護を図るべき対馬において、減少の兆しが見えないニホンジカ対策を引き続き国が主導し進めること  
生物多様性確保に重要な西海国立公園五島列島地域において、ニホンジカによる生態系被害対策を国が率先して講じること

### 【本県の現状・課題等】

- 1 被害対策交付金の予算確保  
本県では、年間4～5万頭のイノシシ、ニホンジカが捕獲されており、捕獲経費の支援継続に加え、本県においては耐用年数前に劣化している防護柵が多く見られることから、耐久性の高い防錆仕様の防護柵の導入や交換・補強に伴う予算の確保が必要である。また、農研機構などが開発したICTを活用した捕獲情報システムの普及に向け、他の捕獲経費と同様に地方財政措置が必要である。
- 2 イノシシ、カモの被害防止対策  
イノシシについては、生息数の把握手法が確立できていないことから、生息数の低減につながる捕獲目標の設定に苦慮している。また、カモの生態に不明な点があるとともに、被害防止技術も十分確立できていない。
- 3 市街地対策の強化  
野生鳥獣の市街地出没対応マニュアルを作成し、被害防止に努めているが、国の支援は農林業被害対策にとどまっており、人身事故の防止を目的とした防護柵の整備や捕獲、追い払い等への支援制度は未整備である。
- 4 捕獲の担い手対策  
高齢化等により銃猟免許所持者が減少する中、銃器の取扱い経験者の免許取得を促進するなど、新たな捕獲の担い手の確保が求められる。
- 5 生物多様性保全上重要な保全地域における捕獲対策  
ツシマヤマネコの生息地である対馬市では、環境省主催の「対馬ニホンジカ対策戦略会議」の構成機関（国、県、市）が連携し重点的な捕獲を実施しているところであり、今後、実施結果の検証および他地域への展開等について、引き続き国が主導し実施していくことが必要である。  
また、西海国立公園五島列島地域でも、シカ食害による下層植生の衰退や土壌流亡に伴う景観の質の低下が顕在化しており、国による調査及び捕獲の推進が必要である。



イノシシ事故注意喚起新聞記事 令和2年12月4日 長崎新聞



＜ニホンジカの適正頭数と生息頭数＞ (単位：頭)

	適正頭数	推定生息頭数*	生息頭数/適正頭数
対馬	3,500	41,700	約12倍
五島列島	1,500	4,503	約3倍



※糞塊法による (対馬はR1、五島列島はH30の調査)

【提案・要望実現の効果】

(被害対策交付金の予算確保)

有害鳥獣の捕獲経費の十分な支援と長期利用に耐える防護柵の計画的な導入や交換・補強および捕獲情報システムの普及により、農作物被害軽減に向けた総合的3対策の実践が図られる。

(イノシシ、カモの被害防止対策)

イノシシの生息数推定を踏まえた戦略的な被害防止対策の立案が可能となり、対策の効率化と被害の低減につながる。また、カモに対する効果的な被害対策が可能となり、カモによる農作物被害の軽減が図られる。

(市街地対策の強化)

市街地への出没に対する防護や捕獲対策等を実施することで、人身事故等の未然防止による住民生活の安全が図られる。

(捕獲の担い手対策)

銃器の取扱い経験があり、かつ法令順守意識と指導力の高い自衛官・警察官OBの狩猟免許取得の促進などにより、新たな捕獲の担い手が確保される。

(生物多様性保全上重要な保全地域における捕獲対策)

ニホンジカの捕獲を推進することで生態系被害が軽減され、ツシマヤマネコをはじめとする国内希少野生動物種の生息生育地や優れた自然を有する国立公園における生物多様性の保全が図られる。

## 70 林業公社に対する支援制度の拡充について

【農林水産省】

### 【提案・要望】

林業公社の木材取扱量は本県で最も多く、林業公社の経営健全化を図ることが林業・木材産業全体の発展につながるため、以下の支援を行うこと

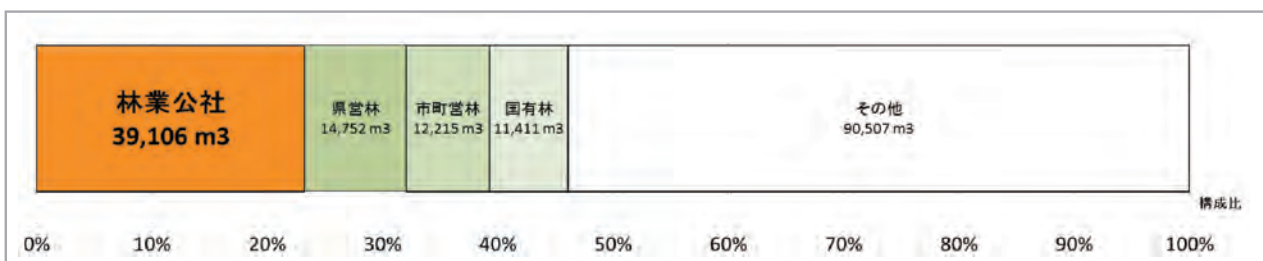
- 1 日本政策金融公庫の融資制度等を改正すること
  - (1) 高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度または低利借換制度を創設すること
  - (2) 利用間伐推進資金の継続と貸付条件の緩和及び償還円滑化のための資金に対する国による利子補給制度を創設すること
- 2 長伐期施業のための分収林契約変更の円滑化対策を拡充すること
- 3 森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援を拡充すること
  - (1) 現行の特別交付税措置を継続するとともに措置率を引き上げること
  - (2) 起債要件を緩和し、県の無利子貸付金を起債制度の対象とすること

### 【本県の現状・課題等】

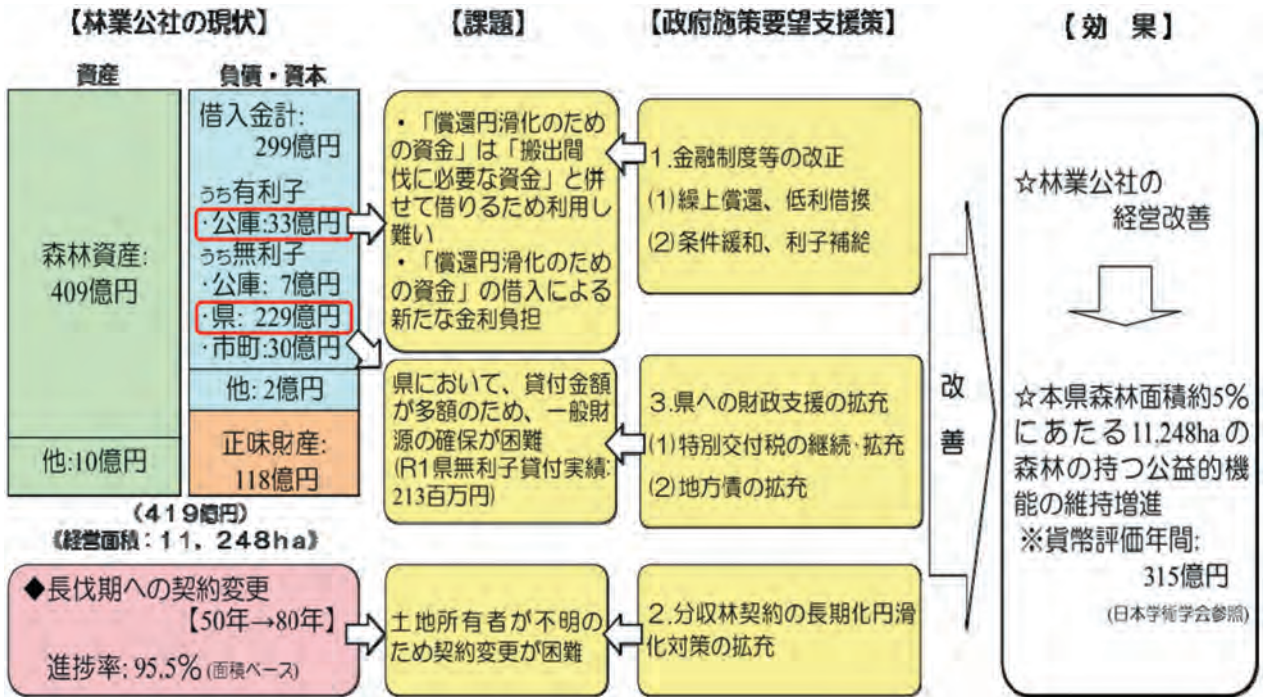
- 1 日本政策金融公庫からの融資残  
公庫からの高金利（最高利率 6.5%）の借入金が現在も多く残っており、その金利負担が経営を圧迫している中、長期経営計画において計画的に活用することとしている「利用間伐推進資金」が令和4年度で終了予定である。  
また「利用間伐推進資金」のうち「償還円滑化のための資金」は、「利用間伐に必要な資金」と併せて借りの必要があることから、円滑な資金活用の支障となっている。
- 2 分収林契約変更の円滑化対策  
長伐期施業への移行を推進しているが、消息不明の土地所有者が存在するため、分収林契約の期間延長に係る相続登記手続き等が非常に困難な状況となっている。
- 3 森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援  
県が林業公社の経営安定化のために行う無利子貸付金及び利子助成金については、今後も継続するとともに措置率の引上げが必要である。  
また、「林業公社に係る転貸債の取扱いについて」（総務省）によると、本県の無利子貸付金は起債の対象とならないことから、起債要件の緩和が必要である。

### <県の木材生産の中心を担う林業公社>

（令和元年度長崎県の組織別木材生産量：167,991m<sup>3</sup>）



○ 林業公社の現状と支援策



○ 林業公社の日本政策金融公庫資金借入状況

借入利率区分	6%以上	5%以上	4%以上	3%以上	2%以上	1%以上	1%未満	無利子	
	7%未満	6%未満	5%未満	4%未満	3%未満	2%未満			
借入金額 (千円)	16,552	40,772	43,623	223,239	536,487	2,142,136	318,500	689,263	
	累計額(千円)	16,552	57,324	100,947	324,186	860,673	3,002,809	3,321,309	4,010,572
	累計割合	0.4%	1.4%	2.5%	8.1%	21.5%	74.9%	82.8%	100.0%
利息金額 (千円)	4,315	13,196	13,392	66,007	111,236	293,493	4,562	0	
	累計額(千円)	4,315	17,511	30,903	96,910	208,146	501,639	506,201	506,201
	累計割合	0.9%	3.5%	6.1%	19.1%	41.1%	99.1%	100.0%	100.0%

※ 利息金額は、集計時点以降、借入金額(元金)を返済するまでに発生する利息の総額である。

令和2年5月31日現在

**【提案・要望実現の効果】**

(林業公社の経営改善)

金利負担軽減、分収林契約変更の円滑化等の支援により経営改善を図ることが期待される。

(森林の持つ公益的機能の維持増進)

林業公社の行う森林の造成等は、森林所有者による森林の整備が困難な地域において分収林契約により森林整備を推進し、木材の安定供給にとどまらず、水源涵養、土砂災害防止、二酸化炭素吸収など森林の公益的機能発揮の維持増進を行うものであり、林業公社の経営支援によりその促進が図られる。

# 71 まちづくり事業の推進について

【国土交通省】

## 【提案・要望】

まちづくり事業を推進し、災害に強く安全安心で強靱な県土づくりに必要な予算の確保を要望する

- 1 土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業の促進を図ること
- 2 公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進を図ること

## 【本県の現状・課題等】

### <斜面市街地・低利用地の整備>

土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業の促進

本県の多くの地域では、斜面市街地が形成され、厳しい土地条件になっており、この斜面市街地には老朽建築物等が密集し、防災上、居住環境上多くの問題を抱えている。

また、限られた平地部分には、無秩序な市街化が進展したり、老朽化した低層の商業施設等が密集しており、効率的な土地利用がなされておらず、市街地としての魅力が低迷しつつあるため整備が必要である。

なお、土地区画整理事業においては、令和2年度から数年間は大規模な一括発注を行う高田南など県内市町の事業が集中しており、予算確保が課題である。

### <公営住宅ストックの改善>

公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進

本県の公営住宅は昭和40年代から50年代にかけて建設されたストックが多く、これらの住宅は経年劣化や現代の住生活ニーズに対応できておらず、良質な住環境とは言い難い状況である。

低所得者層が安定した生活を営むためには、良質な住宅ストックへの更新及び改善を行い、良好な住環境を形成する必要がある。

このため、各事業主体において策定した公営住宅等長寿命化計画等に基づき、県営住宅と市町営住宅の役割分担を勘案しながら、建替・改善の手法を的確に見極め、事業を計画的に進めるための予算確保が課題である。



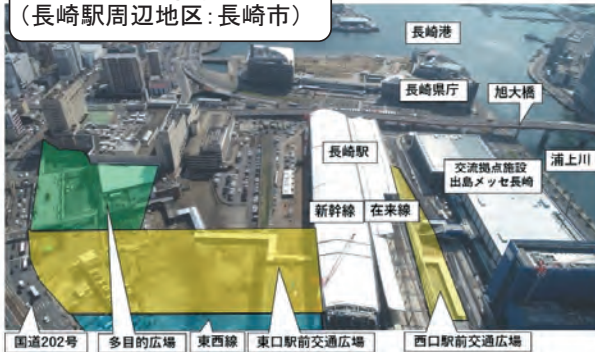
土地区画整理事業  
(高田南地区:長与町)



市街地再開発事業  
(新大工町地区:長崎市)



土地区画整理事業  
(長崎駅周辺地区:長崎市)



優良建築物等整備事業  
(長崎スタジアムシティ:長崎市)



観客席間隔を広げるなどのコロナ対策

## 【提案・要望実現の効果】

### (項目1)

土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業の促進

- 土地区画整理事業については、5地区（長崎駅周辺地区、新大村駅周辺地区、高田南地区、時津中央第2地区、西ノ原地区）で整備が行われており、道路等の公共施設整備改善や宅地の利用促進が図られる。特に、高田南地区は、残工事を5年間の一括施工により整備するため、公共施設の整備改善や土地の利用促進が速やかに図られる。また、ICT技術を活用した効率的な整備が行われている。
- 住宅市街地総合整備事業については、11地区で整備が行われており、斜面密集市街地における公共施設の整備等により、防災性及び、利便性が高まることから、住環境が改善し、地区の定住促進が図られる。  
長崎市（江平地区、稲佐・朝日地区、北大浦地区、南大浦地区、水の浦地区、立神地区、立山地区）  
佐世保市（矢岳・今福地区、戸尾・松川地区、福田・中通地区、東山地区）
- 市街地再開発事業については、4地区の整備を推進しており、中心市街地の活性化が図られる。  
長崎市（新大工町地区、浜町地区）、諫早市（諫早駅東地区）  
佐世保市（栄・湊地区）
- 民間事業者が進めるサッカー専用スタジアムを中核とした複合施設の整備について、優良建築物等整備事業によって支援することにより、地域の賑わいの拠点としての機能、地域の防災機能の更なる向上が図られる。

### (項目2)

公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進

- 住宅の耐震化や高齢者対応を図ることにより、安全安心で良質な住環境が整備され、低額所得者の居住の安定確保が図られる。建替事業において、Society5.0への対応も検討する。